

富山市老人クラブ連合会会則新旧対象表

新	旧
富山市老人クラブ連合会会則	富山市老人クラブ連合会会則
(名 称) 第1条 (略)	(名 称) 第1条 (略)
(目 的) 第2条 (略)	(目 的) 第2条 (略)
(組 織) 第3条 本会は、 <u>富山市内の単位老人クラブで構成する地区(校下)老人クラブ連合会及び女性部会</u> をもって組織する。 2 (略)	(組 織) 第3条 本会は、富山市内の単位老人クラブ会員をもって組織する。 2 (略)
(事 業) 第4条 (略)	(事 業) 第4条 (略)
(事務局) 第5条 (略)	(事務局) 第5条 (略)
(役 員) 第6条 (略)	(役 員) 第6条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) 理 事 <u>18名以上22名以内</u>	(3) 理 事 21名
(4) 評議員 <u>50名以上63名以内</u>	(4) 評議員 85名(副会長・理事を含む)
(5) 監 事 <u>3名</u>	(5) 監 事 3名
(役員を選出) 第7条 役員を選出は、 <u>別に定める「選出基準」</u> により選出する。	(役員を選出) 第7条 役員を選出は次のとおりであり、選出基準は別に定める。 2 会長は、理事会で推薦し、評議員会で選任する。 3 副会長は、理事の中から互選する。 4 理事は、地域選出の地区(校下)老人クラブ連合会会長、女性部会の部会長、副会長、及び学識経験者の中から互選する。 5 評議員は、地区(校下)老人クラブ連合会会長、及び女性部会の副会長で構成する。

<p><u>(役員の選定)</u></p> <p><u>第8条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選定する。ただし、評議員を兼ねることはできない。</u></p> <p><u>2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</u></p> <p>(役員の任期)</p> <p><u>第9条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(役員の任務)</p> <p><u>第10条 (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 監事は、事業及び経理状況を監査し評議員会に報告する。<u>また理事の職務を監査する。</u></p> <p>(正副会長会)</p> <p><u>第11条 正副会長会は、全ての正副会長をもって構成する。</u></p> <p><u>2 正副会長会は、会長が招集し開催する。</u></p> <p><u>3 正副会長会の議長は、会長があたる。</u></p> <p><u>4 正副会長会では、次の事項の審議を行う。</u></p> <p><u>(1) 評議員会、理事会の議決による会務の執行に関すること</u></p> <p><u>(2) 理事会に提出する議案に関すること</u></p> <p><u>(3) 会則、規程等の変更に関すること</u></p> <p><u>(4) 事業の運営及び執行に関すること</u></p> <p><u>(5) その他、本会の運営に必要と認められる事項</u></p> <p>(理事会)</p> <p><u>第12条 理事会は、全ての理事をもって構成する。</u></p> <p><u>2 理事会は会長が招集し開催する。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>6 監事は、評議員会において選出する。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(役員の任務)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 監事は、事業及び経理状況を監査し評議員会に報告する。</p> <p>(正副会長会)</p> <p>第10条 正副会長会は会長、副会長で構成し、本会事業の企画・運営について審議する。</p> <p>(理事会)</p> <p>第11条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

<p>4 (略)</p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、理事会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(1) <u>会長、副会長の選定及び解職</u></p> <p>(2) <u>評議員会に提出する議案に関すること</u></p> <p>(3) <u>事業計画の推進に関すること</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(評議員会)</p> <p>第13条 <u>評議員会は、全ての評議員をもって構成する。</u></p> <p>2 評議員会は、会長が招集し毎年1回開催する。ただし、必要があるときは、臨時で評議員会を開くことができる。</p> <p>3 <u>評議員会は、評議員の2分1以上の出席をもって成立する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、評議員会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(1) <u>理事及び監事の選任又は解任</u></p> <p>(2) <u>事業報告及び収支決算報告に関すること</u></p> <p>(3) <u>事業計画及び収支予算計画に関すること</u></p> <p>(4) <u>会則、規程等の変更に関すること</u></p> <p>(5) <u>その他会長が必要と認めた事項</u></p> <p>(部 会)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) 評議員会に付議する事項</p> <p>(2) 事業計画の推進に関する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(評議員会)</p> <p>第12条 評議員会は会長が招集し毎年1回開催する。ただし、必要があるときは、臨時会を開くことができる。</p> <p>2 評議員会は、地区（校区）老人クラブ連合会会長、及び女性部会部会長、副部会長をもって構成し、評議員の2分の1以上の出席をもって成立する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) 事業報告及び収支決算報告</p> <p>(2) 事業計画及び収支予算計画</p> <p>(3) 会則の変更及びその他会長が必要と認めた事項</p> <p>(部 会)</p> <p>第13条 (略)</p>
--	--

2 (略)

(顧問等)

第15条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 顧問等の任期は、役員の任期に準ずる。

(会計)

第16条 (略)

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(表彰)

第18条 (略)

(その他)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が理事会に諮り、別に定める。

附 則

1 この会則は、令和4年5月30日から施行する。

令和3年1月6日施行の会則は廃止する。

2 (略)

(顧問等)

第14条 (略)

2 (略)

3 (略)

(会計)

第15条 (略)

(会計年度)

第16条 本会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(表彰)

第17条 (略)

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が理事会にはかり、別に定める。

附 則

1 当初の役員の任期は、第8条の規定にかかわらず、設立の日から平成19年3月31日までとする。

2 この会則は、平成17年7月11日から施行する。

3 平成20年5月8日一部改正。同日から施行する。

4 平成20年11月11日一部改正。

5 平成21年3月24日一部改正。平成21年4月1日から施行する。

6 平成23年5月23日一部改正。同日から施行する。

7 令和3年1月6日一部改正。同日から施行する。